

新旧対照表 ワークショップ開催支援事業実施要領

新（改正後）	旧（改正前）																																										
<p>令和2年度 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業実施要領</p> <p>（この要領の趣旨）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（支援事業の目的）</p> <p>第2 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業は、市民等が、八戸市公民館又は、八戸市南郷文化ホール、南部会館、更上閣（以下「対象施設」という。）のいずれか1つを使用して、文化的なワークショップを開催するに当たり、八戸市が共催し支援することで当市の多文化を推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3 この要領において、「ワークショップ」とは、参加者が主体的に芸術を体験し、又は意見を出し合いながら共同で創作する勉強会、トークイベント、体験講座など、双方向的な体験型の講座をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>（役割分担）</p> <p>第10 ワークショップの実施に当たり、ワークショップ実施者と市との役割分担は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 1257 1099 1399"> <thead> <tr> <th></th> <th>主催</th> <th>会場確保</th> <th>会場使用料</th> <th>広報宣伝</th> <th>開催経費</th> <th>開催運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークショップ実施者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>△①</td> <td>×②</td> <td>△③</td> <td>△④</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		主催	会場確保	会場使用料	広報宣伝	開催経費	開催運営	ワークショップ実施者	○	○	△③	○	○	○	市	△①	×②	△③	△④	×	×	<p>平成30年度 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業実施要領</p> <p>（この要領の趣旨）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（支援事業の目的）</p> <p>第2 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業は、市民等が、八戸市公民館又は八戸市南郷文化ホール（以下「対象施設」という。）を使用して、文化的なワークショップを開催するに当たり、八戸市が共催し支援することで当市の多文化を推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3 この要領において、「ワークショップ」とは、参加者が主体的に芸術を体験し、又は意見を出し合いながら共同で創作する勉強会など、双方向的な体験型の講座をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>（役割分担）</p> <p>第10 ワークショップの実施に当たり、ワークショップ実施者と市との役割分担は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1257 1984 1399"> <thead> <tr> <th></th> <th>主催</th> <th>会場確保</th> <th>会場使用料</th> <th>広報宣伝</th> <th>開催経費</th> <th>開催運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークショップ実施者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>△①</td> <td>×②</td> <td>△③</td> <td>△④</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		主催	会場確保	会場使用料	広報宣伝	開催経費	開催運営	ワークショップ実施者	○	○	△③	○	○	○	市	△①	×②	△③	△④	×	×
	主催	会場確保	会場使用料	広報宣伝	開催経費	開催運営																																					
ワークショップ実施者	○	○	△③	○	○	○																																					
市	△①	×②	△③	△④	×	×																																					
	主催	会場確保	会場使用料	広報宣伝	開催経費	開催運営																																					
ワークショップ実施者	○	○	△③	○	○	○																																					
市	△①	×②	△③	△④	×	×																																					

新旧対照表 ワークショップ開催支援事業実施要領

新（改正後）	旧（改正前）
<p>① 実施者がチラシ・ポスター等を作成する場合は「共催：八戸市」と明記すること。</p> <p>② 対象施設の会場確保・申請等は、申請者が施設管理者と直接行うものとし、市は希望日の確保、調整等には応じないものとする。</p> <p>③ 各館の条例・施行規則に基づき、本番1日及び準備・リハーサル1日の計2日分について施設使用料（附属設備を含む。）を全額減免とする。</p> <p>④ 市広報（原則として開催の3か月前までに申請されたものが対象）・ホームページでのPRや、チラシ配付・ポスター掲示に協力する。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>① 実施者がチラシ・ポスター等を作成する場合は「共催：八戸市」と明記すること。</p> <p>② 対象施設の会場確保・申請等は、申請者が施設管理者と直接行うものとし、市は希望日の確保、調整等には応じないものとする。</p> <p>③ 各館の条例・施行規則に基づき、本番1日及び準備・リハーサル1日の計2日分について施設使用料（附属設備を含む。）を全額減免とする。</p> <p>④ 市広報・ホームページでのPRや、チラシ配付・ポスター掲示に協力する。</p> <p>（以下、略）</p>